

# 重点点検分野に係る 関係府省の自主的点検結果(調査票)

【分野名】化学物質の環境リスク低減に向けた取組

## 第2回点検後フォローアップ事項

重点調査事項②: 化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

<調査票整理番号及び施策等の名称>

- 1 PRTR制度の運用【経済産業省】
- 2 PRTR制度の運用【環境省】
- 3 リスクコミュニケーションの推進【文部科学省】
- 4 リスクコミュニケーションの推進(J-CHECKの拡充等、化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携、等)【経済産業省】
- 5 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進【環境省】
- 6 下水道に係る水系水質リスクへの対応【国土交通省】
- 7 J-CHECKの拡充等【厚生労働省】
- 8 J-CHECKの拡充等【環境省】
- 9 化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携【厚生労働省】
- 10 化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携【環境省】
- 11 科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用」【内閣府】
- 12 CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理【国土交通省】
- 13 CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理【環境省】

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	1	府省名	経済産業省
施策等の名称	PRTR制度の運用		
施策等の目的・概要	<p>化学物質は暮らしや産業の様々な製品や工程で用いられており、我々の生活に不可欠なものとなっている。しかし、これらの化学物質が事業活動を通じて大気や水などの環境に排出された場合、人の環境や環境中の生物に影響を及ぼすおそれがあるため、化学物質の適切な管理が行われる必要がある。そのため、経済産業省では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づいて以下の施策を進めている。</p> <p>化管法に基づく、化学物質排出・移動量届出制度(PRTR制度)を引き続き円滑に運用し、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の支障を未然に防止することにより、我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。</p>		
施策等の実施状況	<p>《PRTR制度の運用状況》</p> <p>化管法は平成11年度に公布され、平成13年度から同法に基づくPRTR制度が施行されており、事業者が、より適切に排出量を把握するために排出量等算出マニュアルを作成・公表するとともに、PRTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行った。また、これまで8回にわたり、PRTRデータの公表を行っており、平成22年2月26日に平成20年度PRTRデータの公表を行った。</p> <p>平成20年度PRTRデータは全国で39,472事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が199千トン、移動量が201千トン、排出量と移動量の合計は400千トンであった。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については全国の合計で291千トンであった。届出排出量は平成13年度(第1回集計)と平成20年度を比較すると約36%減少し、化管法の制定が事業者の自主管理を進展させ、対象化学物質による環境負荷を低減させるという意味で、一定の効果を生んでいる。</p> <p>1) 化管法政令改正について</p> <p>平成20年11月、化管法の対象物質及び対象業種の見直しを内容とする政令改正を行った。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、PRTR制度の対象業種に医療業を追加した。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしている。</p> <p>また、平成22年4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やPRTR制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コード(いわゆるQRコード)の採用等を行った。</p> <p>2) PRTRデータの公表について</p> <p>化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、平成21年2月以降、個別事業所ごとのPRTRデータについてホームページ上で公開している。また、平成22年4月に化学物質の大気中濃度や排出量を示すPRTRマップをインターネット上に公開し、地図上に表示された化学物質の発生源、大気中推定濃度、排出量の閲覧を可能とした。</p> <p>3) 届出外排出量の推計方法の検討について</p> <p>国が実施している届出外排出量の推計については、オゾン層破壊物質等に関する推計手法の精度の向上や、対象物質の見直しに伴う届出外事業者からの排出量の推計方法の検討を行っている。</p> <p>4) 化管法の周知等について</p> <p>化管法に基づくPRTR制度及びMSDS制度、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度に全国10カ所、平成21年度に全国8カ所で開催した。また、平成20年5月から、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」を設けており、悪質な未届け事業者への厳正な対応を行った。</p> <p>5) PRTRに係るマニュアル等の整備</p> <p>平成21年3月には、「PRTR排出量等算出マニュアル」を改訂し、対象物質の見直しに伴う対応や、算出方法の精度を向上させるため、事業者が算出方法を選択する際の考え方を盛り込んだ。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 生物多様性、水循環の確保、大気環境の確保、循環型社会の形成		
	連携状況: 化学物質管理を推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図っている。		

施策等の 予算額 (千円)	平成18年度(執行ベース): 65,169
	平成19年度(執行ベース): 74,015
	平成20年度(執行ベース): 87,033
	平成21年度(執行ベース): 52,042
	平成22年度(当初予算): 623,242の内数
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>化管法に基づくPRTR制度については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用する。また、対象物質の見直しや医療業の追加等を内容とする化管法に基づく政令の一部改正に関する内容や「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」等の届出事項の追加、二次元コードの採用等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正に関する内容の周知・徹底や、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置を講じる。</p>
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	2	府省名	環境省
施策等の名称	PRTR制度の運用		
施策等の目的・概要	<p>特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置(PRTR制度)を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。具体的には、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し、国に対して届け出るとともに、国はPRTRデータ及び届出対象外の排出量の推計結果に基づき、排出量・移動量を集計し、公表している。</p>		
施策等の実施状況	<p>平成20年11月、化管法の対象物質及び対象業種の見直しを内容とする政令改正を行った。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、PRTR制度の対象業種に医療業を追加した。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしている。</p> <p>また、平成22年4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やPRTR制度に基づき届出を行う際に用いる様式に「移動先の下水道終末処理施設の名称」等の記載欄の追加を行った。</p> <p>平成21年3月には、「PRTR排出量等算出マニュアル」を改訂し、対象物質の見直しに伴う対応や、算出方法の精度を向上させるため、事業者が算出方法を選択する際の考え方を盛り込んだ。</p> <p>平成21年2月以降、PRTR制度に基づく個別事業所のPRTRデータについてもホームページ上で公開している。</p> <p>さらに、国が実施している届出外排出量については、対象物質の見直しに伴う推計方法の検討や、下水処理施設や廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量推計方法の検討も行っているところである。</p> <p>未届事業者等対策としては、パンフレットやポスターの作成・配布を通じ、PRTR制度の周知・啓発を行っている。また、平成20年5月、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」を設けている。さらに、悪質な法令違反に対しては厳正に対処していくこととしている。</p> <p>環境基準等の設定されていないPRTR対象物質の一部については、大気や公共用水域におけるモニタリングも行われている。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	<p>分野名: 大気環境の確保、水循環の確保</p> <p>連携状況: PRTRデータや届出対象外の推計排出量を、大気汚染防止分野、水質汚濁防止分野等での政策の立案・実施、環境モニタリングの効果的な実施等に活用している。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成18年度(執行ベース): 208,585</p> <p>平成19年度(執行ベース): 213,850</p> <p>平成20年度(執行ベース): 160,261</p> <p>平成21年度(執行ベース): 141,444</p> <p>平成22年度(当初予算): 186,454</p>		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>第三次環境基本計画の第2回点検においてとりまとめられた「今後の政策に向けた提言」に示された施策等を着実に実施にうつしている。平成22年度から見直し後の対象物質・対象業種による排出量・移動量が把握され、平成23年度から届け出られることとなっており、届出外排出量推計の充実を含め、今後、化学物質の環境リスクに関する情報の一層の把握が進むことが期待される。また、個別事業所のPRTRデータの地図上表示等を通じて、PRTRデータの活用を促進する予定。</p>		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	3	府省名	文部科学省
施策等の名称	リスクコミュニケーションの推進		
施策等の目的・概要	<p>高等教育機関及び自然科学研究所が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき届出を行った対象化学物質の一定量以上の排出量、移動量等について、毎年度事業者からの届出を集計し、公表するものである。さらに、報告の届出義務を負うことの周知徹底を図ることにより、化管法の着実な定着と各機関における化学物質の管理の改善・強化を目指している。</p>		
施策等の実施状況	<p>化管法は平成11年度に制定され、平成14年度より事業者からの届出が開始された。平成19年度においては、文部科学省所管となる高等教育機関及び自然科学研究所から119件の届出が行われているところである。また、届出がなされたデータについては、文部科学大臣より環境大臣および経済産業大臣へ報告を行っている。</p> <p>さらに、文部科学省においては、環境省及び経済産業省作成のPRTRを周知させることを目的としたパンフレットを平成20、21年度には国立大学法人へ1部ずつ配付し、各機関における化管法に基づく化学物質の管理の徹底と法令に基づく報告を怠らないよう周知徹底を行った。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): なし		
	平成20年度(執行ベース): なし		
	平成21年度(執行ベース): なし		
	平成22年度(当初予算): なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>当該施策の実施により、高等教育機関及び自然科学研究所における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後は、各機関における化管法の趣旨に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告義務が果たされるよう、引き続き広報的手段により周知徹底を図る必要がある。</p>		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	<p>当該施策の実施により、高等教育機関及び自然科学研究所における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後は、各機関における化管法の趣旨に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告義務が果たされるよう、引き続き広報的手段により周知徹底を図る必要がある。</p>		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	4	府省名	経済産業省
施策等の名称	リスクコミュニケーションの推進(J-CHECKの拡充等、化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携、等)		
施策等の目的・概要	<p>リスクコミュニケーションとは、安全で安心な社会生活を実現するために、すべての関係者の間で化学物質のリスクに関する正しい情報を共有し、リスクを認識することである。</p> <p>このため、化学物質の有害性や暴露情報、さらにはこれらの情報を評価する技術の整備・体系化を進め、一般市民、事業者、行政の間で科学的知見に基づいた正確かつ迅速なリスクコミュニケーションを促進する。</p>		
施策等の実施状況	<p>1) リスクコミュニケーションに必要な情報提供  (独)製品評価技術基盤機構において、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」やリスクコミュニケーションのためのシステム「化学物質と上手に付き合うには」などの情報の提供を行った。  さらに、化学物質のリスク評価手法の開発を行い、150物質の初期リスク評価書、25物質についての詳細リスク評価書を公表した。  GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)を適応したMSDSの導入を進めた。</p> <p>2) JCHECKの拡充等  国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)において得られた情報を発信するためのデータベース(通称:J-CHECK)を構築し、平成20年5月にJCHECKを公開し、その後、既存点検結果やジャパンチャレンジプログラムで得られた報告書及びOECD等海外で収集された情報等を随時公開しつつ、その内容を拡充した。</p> <p>3) リスクコミュニケーションに関する会議の開催  化管法に基づくPRTR制度及びMSDS制度、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度に全国10カ所、平成21年度に全国8カ所で開催した。</p> <p>4) 法律間の相互連携  「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づいて得られた情報を化学物質に関する他法令を所管する関係省庁へ提供するための規定を新設した。こうした規定を含む改正化審法を平成22年4月より施行した。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 生物多様性、水循環の確保、大気環境の確保、循環型社会の形成		
	連携状況: 化学物質管理を推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図っている。		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): 9,765		
	平成20年度(執行ベース): 12,600		
	平成21年度(執行ベース): 11,025		
	平成22年度(当初予算): 154,996の内数		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p>引き続き、リスクコミュニケーションに必要な情報提供及び情報基盤整備に関する取組を行う。</p> <p>JCHECKについては、今後も、既存点検結果やジャパンチャレンジプログラムで得られた報告書等を公開し、JCHECKの内容の拡充を図る予定。さらに、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、OECDグローバルポータル(eChemPortal)との接続も視野に入れ、英語版を開発中。</p> <p>化審法で得られた情報が化学物質に関する他の法令においても活用されるよう、当該法令を所管する省庁との連携・強化を進める。</p>		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	5	府省名	環境省
施策等の名称	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進		
施策等の目的・概要	国民の化学物質に対する不安の解消に向けて化学物質対策をより身近にするとともに、市民、産業及び行政等の社会全体による化学物質の環境リスク削減の取組を進めるため、「情報の整備(化学物質ファクトシートの作成等)」、「対話の推進(化学物質アドバイザーの派遣等)」、「場の提供(円卓会議の開催)」に取り組む。		
施策等の実施状況	<p>平成20年度  「化学物質ファクトシート」については50物質の情報の追加等を行い、冊子を配布するとともにホームページ上でそのデータを広く公表した。  「化学物質アドバイザー」については化学物質アドバイザーの派遣を44回行った。また、全国各地からの派遣要請に対応するため、化学物質アドバイザーを24名から45名に増員した。  「化学物質と環境円卓会議」については東京都において2回開催した。  地方公共団体におけるリスクコミュニケーションを推進するため、全国の地方自治体における化学物質のリスクコミュニケーション先進取組事例を調査した。</p> <p>平成21年度  「化学物質ファクトシート」については40物質の情報の追加等を行った。  「化学物質アドバイザー」については化学物質アドバイザーの派遣を41回行った。  「化学物質と環境円卓会議」については東京都と大阪府において1回ずつ、合計2回開催した。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): 50,606		
	平成19年度(執行ベース): 42,389		
	平成20年度(執行ベース): 41,274		
	平成21年度(執行ベース): 22,991		
	平成22年度(当初予算): 49,844		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	平成22年度に、リスクコミュニケーションのあり方等について検討する予定であり、その結果を踏まえて平成23年度以降、取組を進めていく予定。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	6	府省名	国土交通省
施策等の名称	下水道に係る水系水質リスクへの対応		
施策等の目的・概要	社会経済活動を通じ、多種多様な化学物質や医薬品等が下水道に流入し、下水処理場を通じて公共用水域に放流されている。しかし、下水道法の規制対象に該当しない化学物質等の大半は、下水処理における挙動や水域に及ぼす影響等が解明されておらず、下水道を介した化学物質等に起因する水系水質リスク対策の必要性や手法を検討するための知見が十分に得られていない。また、上下水道管理者や河川管理者等、流域の関係者間で化学物質等に係る情報共有が必ずしも十分でない状況にある。そこで、水系水質リスクを低減するために、現時点で得られる知見を整理するとともに、下水道管理者がリスク管理を行う際の具体的な対応方策についてとりまとめを行う。		
施策等の実施状況	水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応していくためには、関係部局および機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表などを行う必要があるため、平成20・21年度に、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討を行った。		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名： 特になし		
	連携状況： 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(予算ベース)： なし		
	平成19年度(予算ベース)： なし		
	平成20年度(予算ベース)： 755,000の内数		
	平成21年度(予算ベース)： 560,000の内数		
	平成22年度(当初予算)： 524,620の内数		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	引き続き、平成20・21年度に検討した結果を、手引書として平成22年度中にとりまとめて行く予定である。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	7	府省名	厚生労働省
施策等の名称	J-CHECKの拡充等		
施策等の目的・概要	国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)において得られた情報を発信するためのデータベース(通称:J-CHECK)を構築		
施策等の実施状況	平成20年5月にJ-CHECKを公開し、その後、Japanチャレンジプログラムで得られた報告書等を随時公開しつつ、その内容を拡充		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): なし		
	平成20年度(執行ベース): なし		
	平成21年度(執行ベース): なし		
	平成22年度(当初予算): なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	今後も、Japanチャレンジプログラムで得られた報告書等を公開し、J-CHECKの内容の拡充を図る予定		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	8	府省名	環境省
施策等の名称	J-CHECKの拡充等		
施策等の目的・概要	国において実施した化学物質の生態毒性試験の結果や、官民連携の下での既存化学物質(化学物質審査規制法が施行された昭和48年以前に製造・輸入されていた化学物質)の安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)において得られた情報を発信するためのデータベース(J-CHECK)を構築し、掲載内容の充実を図る。		
施策等の実施状況	平成20年5月にJ-CHECKを公開し、Japanチャレンジプログラムで得られた情報等を随時追加し、広く公開している。		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): 27,243		
	平成19年度(執行ベース): 28,423		
	平成20年度(執行ベース): 21,496		
	平成21年度(執行ベース): 24,975		
	平成22年度(当初予算): 28,423		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	今後も、Japanチャレンジプログラムで得られた生態毒性試験の結果等を追加し、J-CHECKの掲載内容の充実を図る。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	9	府省名	厚生労働省
施策等の名称	化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携		
施策等の目的・概要	化審法に基づいて得られた情報を化学物質に関する他法令を所管する関係省庁へ提供するための規定が新設		
施策等の実施状況	上記規定を含む改正化審法が平成22年4月より施行		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): なし		
	平成20年度(執行ベース): なし		
	平成21年度(執行ベース): なし		
	平成22年度(当初予算): なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	化審法で得られた情報が化学物質に関係する他の法令においても活用されるよう、当該法令を所管する省庁との連携を強化		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	10	府省名	環境省
施策等の名称	化学物質の環境リスク低減に関連する法律間の相互連携		
施策等の目的・概要	包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質審査規制法を改正する。		
施策等の実施状況	平成21年5月に化学物質審査規制法を改正し、平成22年度から施行予定。		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名： 特になし		
	連携状況： 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース)： なし		
	平成19年度(執行ベース)： なし		
	平成20年度(執行ベース)： なし		
	平成21年度(執行ベース)： なし		
	平成22年度(当初予算)： なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	今後は、化学物質審査規制法に基づいて得られた知見について、必要に応じて関係する法律を所管している大臣へその内容を通知することにより、化学物質に関する情報の共有を関係省庁間で進め、効果的な化学物質管理・規制がされることが期待される。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	11	府省名	内閣府
施策等の名称	科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用」		
施策等の目的・概要	<p><b>【目標】</b>  第3期科学技術基本計画の化学物質リスク・安全管理研究領域における戦略重点科学技術「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を中心とする化学物質のリスク評価・管理手法の研究開発を各省が連携して促進するため、研究目標の1つに、「環境問題の発生を未然に防ぐ国際基準の策定や規制の枠組みづくりに積極的に国際貢献する研究開発を推進する」を掲げた。</p> <p><b>【概要】</b>  関係各省において実施される上記の戦略重点科学技術を中心とする重要な研究開発課題および関連施策の連携強化、重複排除等の調整を行い、政策目標達成のための研究成果の最大化を図る仕組みとして、科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を平成19年度より3年間の実施期間で開始した。  連携施策群として国際的な観点に立った化学物質管理の取組に係る施策を含めた各省化学物質関連施策の連携強化を図っている。また、関係各省の施策を補完する課題を設定し、科学技術振興調整費によって補完的課題「事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤(平成19年度～21年度)」(研究代表者:三宅淳巳 横浜国立大学大学院環境情報研究院・教授)を採択し、調査・研究を実施した。各省化学物質関連施策および補完的課題の最新の研究成果は、年1回開催するシンポジウムを通じて公表した。</p>		
施策等の実施状況	<p><b>【実施状況】</b>  各省の施策について、タスクフォース会合等を通じて各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図った。SAICMIに沿った施策を含む各省化学物質関連施策、横浜国立大学が実施している補完的課題の研究成果を報告・議論するシンポジウムを開催し、民間企業、国・地方自治体の担当者、さらには一般市民へも最新の研究成果を提供・広報した。詳細は以下の通りである。  平成19年度は、タスクフォース会合を7回開催し、各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図った。また、シンポジウムを開催し、各省化学物質関連の平成19年度対象施策、横浜国立大学が実施している補完的課題の研究成果を報告した。  平成20年度は、タスクフォース会合を3回開催し、各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図った。また、シンポジウムを開催し、各省化学物質関連の平成20年度対象施策、横浜国立大学が実施している補完的課題の研究成果を報告した。  平成21年度は、タスクフォース会合を3回開催し、各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図った。また、シンポジウムを開催し、各省化学物質関連の平成21年度対象施策、横浜国立大学が実施している補完的課題の研究成果を報告した。さらに、最終のフォローアップに向け、各省施策、補完的課題の達成状況を調査した。</p>		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成19年度(執行ベース): 63,585		
	平成20年度(執行ベース): 88,286		
	平成21年度(執行ベース): 83,872		
	※実施期間は平成19～21年度の3年間。予算は(独)科学技術振興機構の科学技術振興調整費「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進」を使用した。		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	<p><b>【今後の方向性】</b>  本年度、科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」(平成19年度～21年度)のフォローアップを行う。</p>		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	12	府省名	国土交通省
施策等の名称	CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理		
施策等の目的・概要	防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系の木材保存剤)が用いられた木材が解体後に廃棄物となったCCA処理木材のリサイクルにおいて、そのリスクを適正に管理するもの。		
施策等の実施状況	CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこととされているところ。		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): なし		
	平成20年度(執行ベース): なし		
	平成21年度(執行ベース): なし		
	平成22年度(当初予算): なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	CCA処理木材の分離・分別が着実に行われ、適正処理が行われるよう、現行の対応の状況や課題の把握を含め情報収集に努める。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		

**重点点検分野「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」**  
**重点調査項目②「化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進」に係る**  
**関係府省の自主的 point 検結果(調査票)**

整理番号	13	府省名	環境省
施策等の名称	CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理		
施策等の目的・概要	防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系の木材保存剤)が用いられた木材が解体後に廃棄物となったCCA処理木材のリサイクルにおいて、そのリスクを適正に管理するもの。		
施策等の実施状況	CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこととされているところ。		
他の環境分野との関わりや連携状況	分野名: 特になし		
	連携状況: 特になし		
施策等の予算額(千円)	平成18年度(執行ベース): なし		
	平成19年度(執行ベース): なし		
	平成20年度(執行ベース): なし		
	平成21年度(執行ベース): なし		
	平成22年度(当初予算): なし		
施策等の効果・課題・今後の方向性等	CCA処理木材の分離・分別が着実に進められ、適正処理が行われるよう、現行の対応の状況や課題の把握を含め情報収集に努める。		
課題等を踏まえた検討中の制度改正等	特になし		